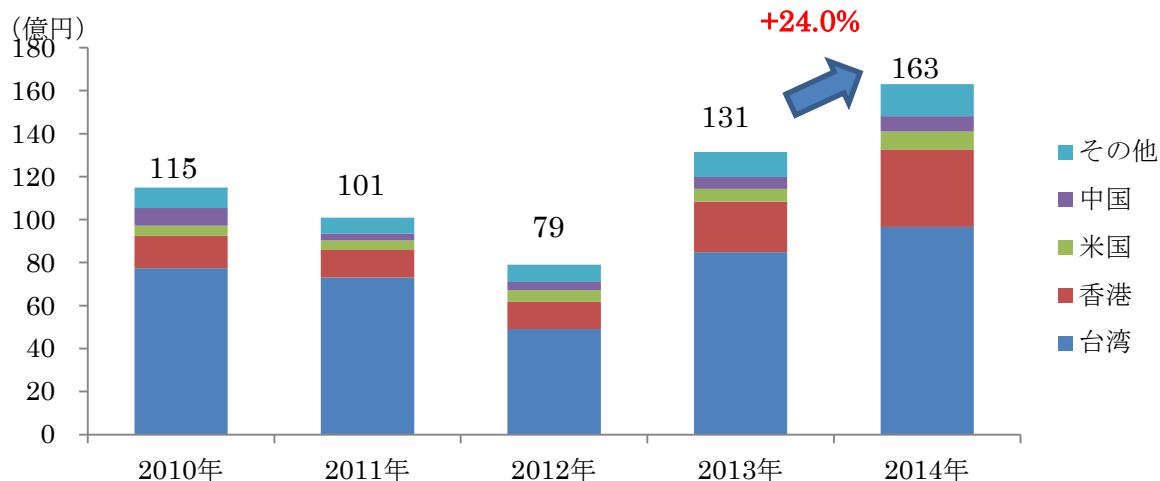


(6) 青果物

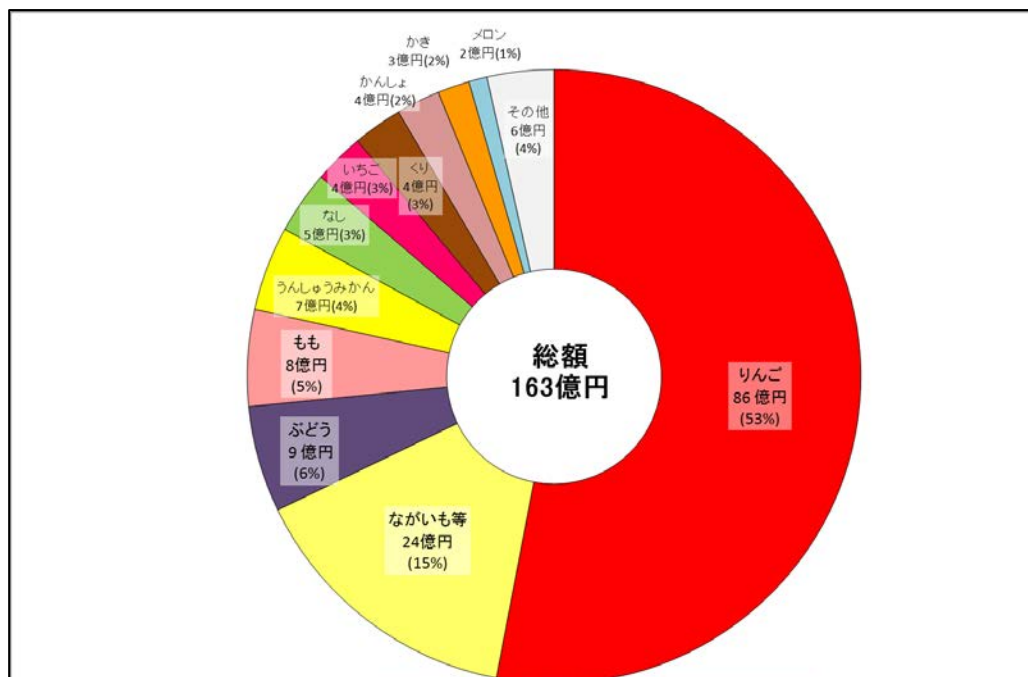
①輸出実績

青果物の輸出額は163億円(2014年)と対前年比+24.0%増加している。輸出先国・地域別では、台湾向けが97億円と突出しており、香港、米国を合わせた上位3カ国・地域で輸出全体の9割弱を占める構造となっている。また、品目別では、りんごが86億円と全体の約半分を占めており、りんご、ながいも、ぶどうを合わせた上位3品目で輸出全体の7割を占めている。

●青果物の輸出額の推移(国・地域別)



●青果物の品目別輸出額(2014年)



②輸出戦略上の位置づけ

青果物（果実・生鮮野菜）全体として、平成 32（2020）年までに 250 億円に拡大することを目標としている。現状、果実はりんご、生鮮野菜はながいもが輸出額の大部分を占める構造となっていることから、「第 2、第 3 のりんご、ながいも」を目指し、かんきつ類、いちご、なし、もも、かんしょ等を重点品目に位置づけている。重点国・地域は、安定市場として台湾、香港に加え、新興市場としてシンガポール、タイ、ベトナム、インドネシア、マレーシア、ニュージーランド、カナダ、米国、EU、ロシア、中東としている。

③重点国・地域における輸出環境課題

➤ 残留農薬基準への対応【台湾、香港】

青果物の輸出額上位 1、2 位を占める台湾、香港における残留農薬基準への対応が大きな課題である。台湾では、残留農薬のポジティブリスト制が導入されており、基準値が定められていない農薬については一切検出されてはならない規則になっている。青果物では、生鮮いちごが全ロット検査、うんしゅうみかん及びマンダリン類がサンプリング頻度強化（20%）の対象となっており、台湾での検査の結果、残留農薬基準違反で廃棄等の処分を受ける事案が生じている。

また、香港については、平成 26（2014）年 8 月から残留農薬のポジティブリスト制が導入されたが、日本で使用されている多くの農薬の基準値が設定されておらず、台湾と同様、基準値が定められていない農薬については一切検出されてはならない規則となっている。

輸出先国・地域の残留農薬基準に沿った国内での生産体系の構築を進めるためには、品目ごとに輸出先国・地域の基準に対応した総合的病害虫・雑草管理（IPM）等の防除体系を各産地で確立していく必要がある。しかし、防除体系を設定していく中で、対象となる病害虫に対する代替農薬等が無く、使用せざるを得ない農薬については、必要性や難易度などを踏まえて優先順位を検討の上、相手国・地域に対してインポートトレランスを申請していく必要がある。

➤ 放射性物質に係る輸入規制【台湾、香港】

青果物の主要輸出先である台湾、香港においては、一部地域（5 県）からの青果物が輸入停止となっており、この規制の緩和・撤廃に向けた働きかけを続けている。

➤ 植物検疫

青果物を輸出するためには、植物検疫上、相手国・地域においてその品目の輸入が認められていなければならない。輸入が認められていない品目を輸出可能とするためには、相手国・地域との間で検疫協議を行い、科学的知見に基づいた検疫条件を設定することが必要となる。

・ 検疫条件の設定（りんご）【ベトナム】

ベトナムへの青果物輸出のためには、ベトナムが検疫対象病害虫を決定するための病害虫リスクアナリシス（Pest Risk Analysis）⁸を実施し、その上で対象となる病

⁸ 病害虫について、ある地域が植物を輸入するにあたり、その植物に寄生・罹病する病害虫について、輸出国・地域で発生している種、それらが輸入国・地域へ侵入し、定着・まん延した場合の農林業等への経済的影響を検討し、リスクが疑われる場合には、そのリスクに応じた検疫措置について検討する一連の流れのこと。

害虫の検疫条件を両国間で協議・決定する必要がある。まずはりんごを輸出可能とするため、現在、りんごの検疫条件設定に関する協議を進めている。

・ 検疫上の生産地域の追加（かんきつ類）【タイ】

タイへのかんきつ類（うんしゅうみかん、いよかん、はっさく等）の主な輸出条件として、日本でミカンバエが発生していることから、生産地域の追加には、ミカンバエの発生が少なくとも3年間ないことを確認した上でのタイ側の認可が必要であり、さらに、生産地域の認可後は、①園地及び選果こん包施設の登録、②ミカンバエの発生調査の実施、③日タイ植物検疫当局の合同輸出検査の実施等が設定されている。タイのかんきつ類輸入規模や、日本産りんご等への需要を踏まえると、タイにおける日本産かんきつ類のマーケットは大きいと考えられるが、現状では、指定生産地域が静岡県及び三重県内の7カ所のみとなっており、輸出拡大のためには生産地域の追加が重要である。現在、三重県内の指定2地域の拡大及び新規3地域の追加を申請しており、タイ側へのデータ提供、タイ当局による視察等が行われたところである。なお、タイ側からは、日本で新たに発生した病害虫に対する検疫措置の追加を求められており、現在、タイ側と協議中である。

➤ 植物由来食品の生産国認定取得【インドネシア】

インドネシアに植物由来の生鮮食品を輸出するためには、対象品目ごとに設定される化学物質等の残留基準を満たすことが必要である。基本的には、個々の輸出入貨物ごとの検査（全ロット検査）により確認されるが、インドネシア政府による輸入相手国の安全性確保措置の認定（生産国認定）を取得すれば、認定から2年間の全ロット検査は不要となる。また、生産国認定を受ければ、輸入港としての利用が禁止されているジャカルタ至近のタンジュン・プリオク港を利用することが可能となる。我が国も平成25（2013）年5月に生産国認定を申請したところであり、現在インドネシア側での審査が行われている。

➤ 園芸作物の輸入ライセンスの取得【インドネシア】

インドネシアが指定する生鮮野菜・果実やその調製品等をインドネシアに輸入する場合、輸入業者は、インドネシア商業省から輸入許可証を取得する必要がある。輸入許可証の取得に当たっては、事前に、インドネシア農業省から輸入推薦状を取得する必要があるが、輸入推薦状の申請（年2回のみ）に当たり、農場の登録情報またはGAP⁹を実践したことについての認証書等の提出が必要となる。この農場の登録情報またはGAPを実践したことについての認証書等の確認が厳格になり、また、申請がオンライン（インドネシア語）のみとなったことから、推薦状及び輸入許可証の取得が難しくなっているとの声がある。

平成25（2013）年4月、米国は、本制度が不当であるとして、世界貿易機関（WTO）に提訴した。我が国はこの提訴に第三国として参加¹⁰しており、今後も関係国・地域と連携しつつ対応していくことが必要である。

⁹ Good Agricultural Practice の略。農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に即して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動。

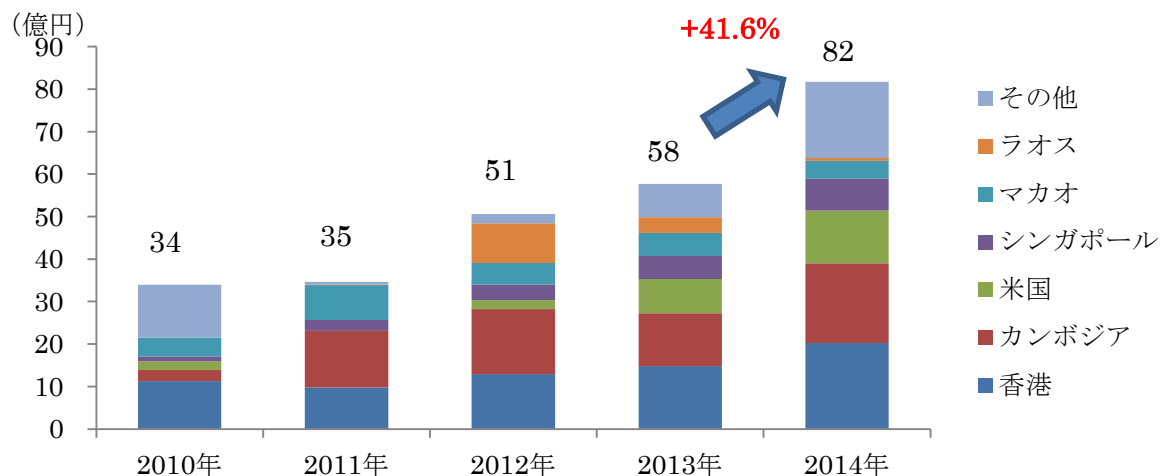
¹⁰ WTO 協定に基づく紛争解決手続きにおいて、WTO 加盟国・地域が紛争解決を要請した案件に関して、当事国以外の加盟国・地域が、当該案件に関心を有する場合に、第三国・地域として参加を要請することができる仕組み。

(7) 牛肉

①輸出実績

牛肉の輸出額は、複数の国・地域において日本産牛肉の輸出が解禁されたこともあり、82 億円（2014 年）と対前年比+41.6%と大きく増加している。国・地域別では、米国や香港、シンガポール向けの輸出が好調で、それぞれ対前年比+55.6%、+36.5%、+36.7%と大きく増加している。

●牛肉の輸出額の推移（国・地域別）



②輸出戦略上の位置づけ

市場規模が大きい EU や米国でのプロモーション等に引き続き取り組むとともに、中国、台湾、イスラム圏（マレーシア、サウジアラビア他）、豪州等を新規に開拓することで、平成 32（2020）年までに 250 億円に拡大することを目標としている。

③重点国・地域における輸出環境課題

➤放射性物質に係る輸入規制【中国、香港、台湾】

中国及び台湾は一部地域からの輸入を停止し（中国は 10 都県、台湾は 5 県）、香港は一部地域（5 県）からの輸入について放射性物質検査証明書を要求しており、これらの緩和・撤廃に向けた働きかけを続けている。

➤日本産牛肉の輸入禁止（検疫協議）【台湾、中国、豪州】

日本産牛肉については、BSE（牛海綿状脳症）及び口蹄疫を理由に輸入を禁止している国・地域があるが、それらの国・地域と検疫協議を進め、着実に輸入解禁を達成している。直近では平成 26（2014）年 11 月にインドネシア、同年 12 月にロシアへの輸出が解禁となった。現在も、日本産牛肉の輸入が禁止されている台湾、中国、豪州、イスラム圏（マレーシア、サウジアラビア）等と、日本産牛肉の輸出解禁に向けて検疫協議を進めている。

➤月齢制限の撤廃【タイ、マカオ等】

日本産牛肉の輸入が認められている国・地域においても、BSE を理由に一定の月齢を超える牛由来の牛肉の輸入は認めない月齢制限が設けられている国・地域がある。日本の和牛生産においては、30 ヶ月齢を超えるまでの期間、肥育する場合も多く、香港、マカオ及びタイと月齢制限撤廃に向けて検疫協議を継続してきた。平成 27（2015）年

1月、香港との検疫協議が終了し、香港に対して30ヶ月齢以上を含めた全ての牛肉の輸出が可能となった。引き続き、タイ、マカオにおける月齢制限撤廃に向け、検疫協議を重点的に進めている。

●2014年以降の輸出解禁及び検疫条件緩和の実績

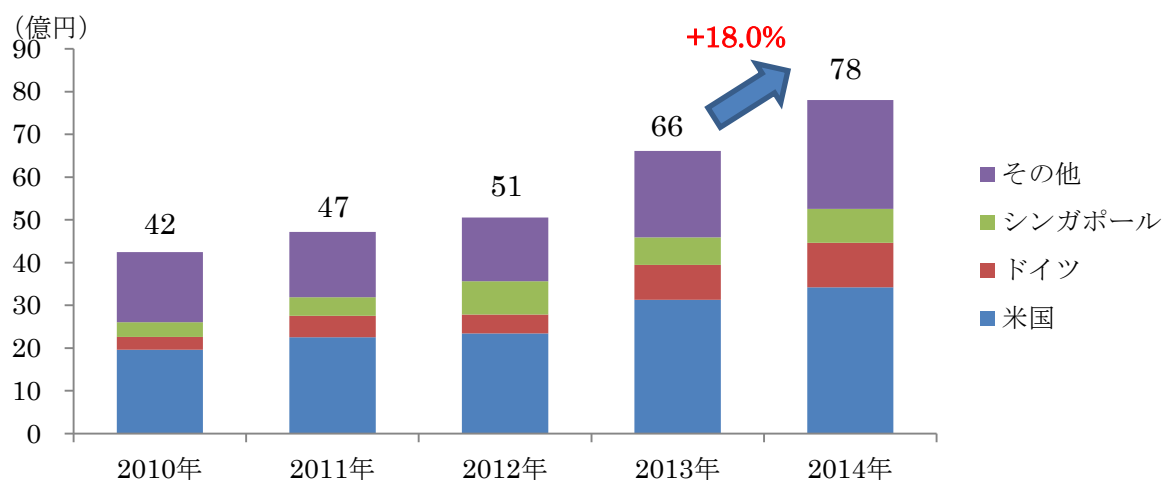
輸出解禁・開始	検疫条件緩和
<ul style="list-style-type: none"> ・メキシコ (2014年2月) ・ニュージーランド (2014年2月) ・フィリピン (2014年3月) ・ベトナム (2014年3月) ・EU (2014年6月) ・カタール (2014年7月) ・インドネシア (2014年11月) ・ロシア (2014年12月) ・バーレーン (2015年3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・シンガポール (2014年3月) ・香港 (2015年1月)

(8) 茶

①輸出実績

茶の輸出額は78億円(2014年)と対前年比+18.0%増加している。国・地域別では、米国向けが全体の約44%(34億円)を占めており、対前年比+9.2%と順調に増加している。

●茶の輸出額の推移(国・地域別)



②輸出戦略上の位置づけ

世界的な健康志向の高まりによる各国・地域での緑茶需要の増加を踏まえ、平成32(2020)年までに150億円に増加させることを目標としている。米国、香港、台湾、シンガポールを安定市場、EU、ロシアを新興市場としている。

③重点国・地域における輸出環境課題

▶放射性物質に係る輸入規制【台湾】

日本からの茶の輸出先第4位の台湾においては、我が国の一部地域(5県)からの輸入停止措置が講じられており、この規制の緩和・撤廃に向け、引き続き働きかけを行っている。

▶残留農薬基準への対応【台湾、香港、EU、米国】

台湾、香港、EU、米国等の茶の主要な輸出先国・地域では、残留農薬のポジティブリスト制が導入されている。

台湾では、基準値が定められていない農薬については、一切検出されてはならない規則になっており、台湾で基準値が設定されていない農薬が検出される事案が、台湾での検査の結果で多発しており、緑茶及び茶類調製品については、サンプル頻度強化(20%)措置がとられている。

また、香港では、平成26(2014)年8月から残留農薬のポジティブリスト制が導入されたが、日本で使用されている多くの農薬の基準値が設定されておらず、台湾と同様、基準値が定められていない農薬については一切検出されてはならない規則となっている。なお、現在のところ日本茶における残留農薬基準違反があったとの報告は公表されていない。

日本からの茶の輸出額の大きい米国及びEUにおいても、日本で使用されている農薬の多くで基準値が日本より大幅に低く設定されており、それぞれに定められている残留農薬基準値を超過しないことが必要となっている。

輸出先国・地域の残留農薬基準に沿った国内での生産体系の構築を進めるためには、各産地で輸出先国・地域の基準に対応した総合的病害虫・雑草管理（IPM）等の防除体系を確立していく必要がある。しかし、防除体系を設定していく中で、対象となる病害虫に対する代替農薬等が無く、使用せざるを得ない農薬については、必要性や難易度など踏まえて優先順位を検討の上、相手国・地域に対してインポートトレランスを申請していく必要がある。

5. 参考

(1) 輸出戦略実行委員会について

輸出戦略実行委員会の構成 33

輸出戦略実行委員会委員 34

(2) 品目別輸出団体の発足状況 35

(3) 品目別輸出拡大方針

平成27年度 水産物の輸出拡大方針 36

平成27年度 コメ・コメ加工品の輸出拡大方針 37

平成27年度 林産物の輸出拡大方針 38

平成27年度 花きの輸出拡大方針 39

平成27年度 青果物の輸出拡大方針 41

平成27年度 牛肉の輸出拡大方針 45

平成27年度 茶の輸出拡大方針 46

(4) 主な輸出先国・地域における放射性物質に係る輸入規制の概要 48

(5) 当面取り組むべき輸出環境課題について 49

5. 参考

(1) 輸出戦略実行委員会について

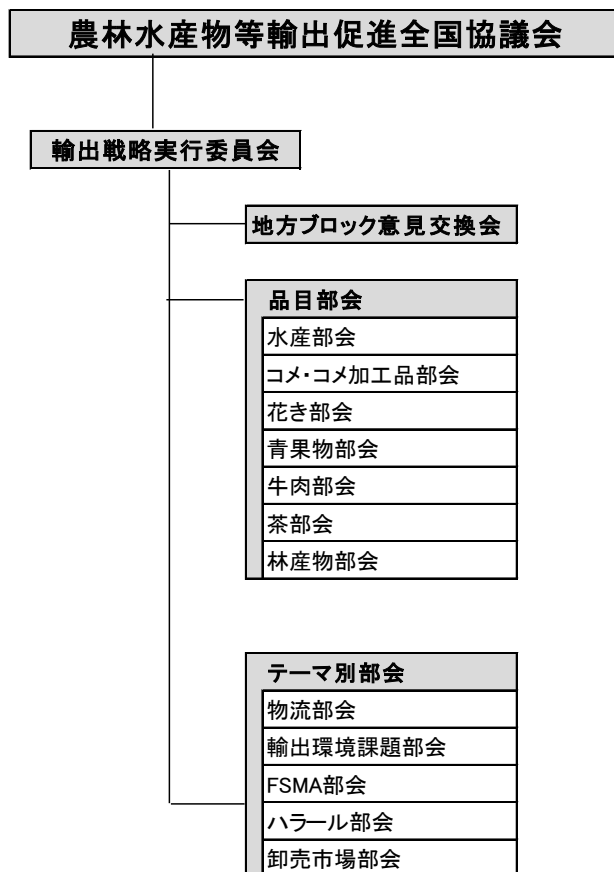
農林水産省は、平成 32 (2020) 年に農林水産物・食品の輸出額を一兆円規模にするという目標の達成に向け、重点品目ごとに目標額や重点国・地域を定めた「農林水産物・食品の国別・品目別戦略（以下、「輸出戦略」という。）」を 2013 年 8 月に策定・公表した。目標達成に向け、輸出戦略に基づいた取組を着実に実行し、PDCA サイクルに基づきながらオールジャパンでの輸出拡大に取り組むことが求められている。

こうした考えの下、輸出戦略に基づく取組の検証や、オールジャパンでの実効性ある輸出拡大に向けた取組体制等についての議論を行うため、平成 26 (2014) 年 6 月、農林水産物等輸出促進全国協議会の下に、各重点品目の団体等で構成する輸出戦略実行委員会を設置した。

平成 26 (2014) 年度は、輸出戦略実行委員会の下に、重点品目について議論を行う 7 つの品目部会とテーマ別の議論を行う 5 つのテーマ別部会を設置し、全国 9 カ所で地方ブロック意見交換会を開催した。これらの会合で輸出戦略に基づく取組の実施状況を検証した結果、平成 27 (2015) 年度の輸出拡大方針を決定した。

平成 27 (2015) 年度以降も、オールジャパンでの農林水産物・食品の輸出促進の司令塔として、輸出戦略実行委員会において輸出拡大方針の実行状況の検証等を議論し、輸出拡大に取り組んでいくこととしている。

(輸出戦略実行委員会の構成)



●平成 27 年度輸出戦略実行委員会委員（案）

農林水産省食料産業局長
農林水産省消費・安全局長
農林水産省生産局長
林野庁長官
水産庁長官
内閣官房知的財産戦略推進事務局長
外務省経済局長
国税庁長官官房審議官
厚生労働省医薬食品局食品安全部長
経済産業省通商政策局長
国土交通省大臣官房物流審議官
観光庁次長
一般社団法人日本木材輸出振興協会会長
独立行政法人日本貿易振興機構理事長
全国農業協同組合中央会常務理事
日本畜産物輸出促進協議会理事長
全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会会長
日本茶輸出促進協議会会長
日本酒造組合中央会会長
一般社団法人日本貿易会会長
一般財団法人食品産業センター会長
水産物・水産加工品輸出拡大協議会
全国農業協同組合連合会代表理事専務
全国知事会農林商工常任委員長
全国花き輸出拡大協議会会長

(2) 品目別輸出団体の発足状況（発足順）

① コメ・コメ加工品

- ・名称：全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_kikaku/pdf/1128.pdf

- ・発足日：平成26年11月27日

② 牛肉

- ・名称：日本畜産物輸出促進協議会

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_kikaku/pdf/tikusa.pdf

- ・発足日：平成26年12月8日

③ 茶

- ・名称：日本茶輸出促進協議会

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_kikaku/pdf/tea.pdf

- ・発足日：平成26年12月22日

④ 林産物

- ・名称：一般社団法人 日本木材輸出振興協会

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_kikaku/pdf/0129_rinsan.pdf

- ・発足日：平成27年1月29日

⑤ 花き

- ・名称：全国花き輸出拡大協議会

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_kikaku/pdf/kaki.pdf

- ・発足日：平成27年2月17日

⑥ 水産物

- ・名称：水産物・水産加工品輸出拡大協議会

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_kikaku/pdf/suisan.pdf

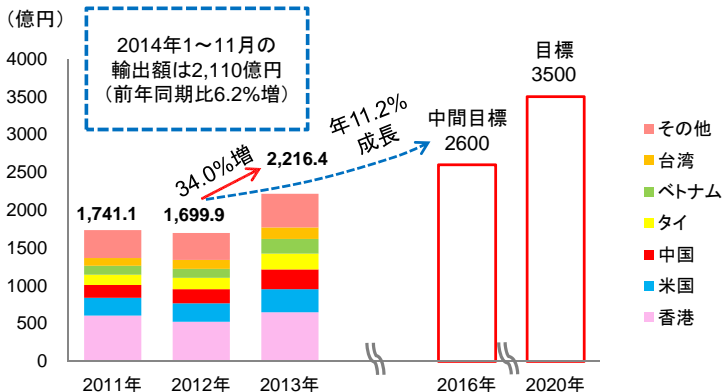
- ・発足日：平成27年2月23日

(3) 品目毎の輸出拡大方針

平成27年度 水産物の輸出拡大方針

水産物のオールジャパンでの輸出拡大のため、水産物の輸出団体を設立する。この輸出団体が、農林水産省やJETROからのサポート等を活用しつつ、ジャパン・ブランドの確立や、産地間連携による周年供給体制の実現に取り組む。

輸出の現状



輸出戦略上の対応方向※

輸出拡大方針

輸出相手国への働きかけ (原発事故に伴う輸入規制の緩和・撤廃に向けて、科学的根拠に立った対応を要請する等)

【原発事故にかかる対応】

- 引き続き、韓国等の重点国を中心に輸入規制の緩和・撤廃に向けた働きかけを実施。

【その他規制への対応】

- 引き続き、輸出相手国における各種規制への対応を継続。

※平成25年8月公表の「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」

平成27年度 水産物の輸出拡大方針

輸出戦略上の対応方向

輸出拡大方針

品質管理体制の確立 (対米・対EU・HACCP取得の促進等)

【EU・HACCP認定取得施設数の拡大】

- 厚生労働省(都道府県等)での認定に加え、水産庁も認定主体となり、水産加工施設の対EU・HACCP認定を行う(平成26年度10月より業務開始)ことや、HACCP講習会の開催等により、対EU・HACCP認定取得水産加工施設数の拡大を図る。

迅速な衛生証明書発給体制の構築

【証明書発行の迅速化】

- 重要国向け衛生証明書の発行機関の拡充などに関係省庁と連携して取り組む。原産地証明書についても、発給体制の整備に努めるなど、可能な限り迅速な証明書発行に取り組む。

品質保持(冷凍・解凍・一次加工)技術の向上

【品質保持技術の向上】

- 引き続き、生産・流通段階における品質保持技術向上の取組を継続。

養殖生産物をはじめとする日本の魚のブランディング

【輸出体制の整備等】

- 水産物の輸出団体を設立し、当該団体の下で、季節に応じた様々な魚種の組合せによる周年供給体制の実現や、日本産魚の認知度向上・ブランディング、有望国のマーケティング等の取組を継続。

生鮮・加工品の組合せ販売・産地間連携の促進による安定供給

【JETROとの連携強化】

- 大日本水産会とJETROの連携による事業者支援の仕組みを継続し、輸出に取り組む事業者へのきめ細やかなサポートを実施。

・現地ネットワークやノウハウの蓄積を活かした継続的なサポート
・重点国・地域への進出に必要な情報の提供や売込手法の提案(JETROとの連携強化)

【ベストプラクティスの構築に向けた活動】

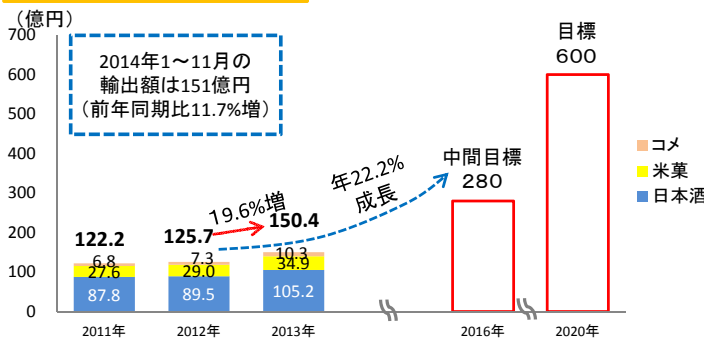
- 品質管理体制の確立、輸出団体による産地間連携の取組、JETROを通じたサポート等を継続的に実施。

生産者・流通・小売業者等が連携した水産物輸出のビジネスモデルの構築

平成27年度 コメ・コメ加工品の輸出拡大方針

コメ・コメ加工品のオールジャパンでの輸出拡大のため、既存の全国団体の目的を明確化し、機能を拡充・強化することで、オールジャパンでのコメ・コメ加工品の輸出協議会と位置づけ、幅広いコメの生産、集荷販売業者・団体が参画する。この輸出団体が中心となって農林水産省やJETROによるサポートを活用しつつ、オールジャパンのブランド育成、海外市場分析データベースの構築・提供、会員ニーズに基づく共同の取組の推進・後押し等に取り組む。

輸出の現状



重点国・地域

○コメ(包装米飯含む)

【新興市場】 台湾、豪州、EU、ロシア、中国、米国等

【安定市場】 香港、シンガポール

○米菓

【新興市場】 中東、中国、EU

【安定市場】 台湾、香港、シンガポール、米国

○日本酒

【新興市場】 EU、台湾、中国、ブラジル、ロシア、韓国

【安定市場】 米国、香港

輸出戦略上の対応方向※

【コメ】

(包装米飯含む)現地での精米の取組や炊飯ロボットと合わせた外食への販売など日本米のプレゼンスを高める取組を推進

【輸出拡大に向けた調査・効果的なマーケティングの検討】

- ・ 輸出相手国のコメの生産状況や消費形態にかかる調査を踏まえ、対象とする市場における商流や、提供形態・価格帯等についてより詳細な調査、効果的なマーケティングを検討。
- ・ 健康食品としての玄米や雑穀米、アレルギー対応食品としての需要調査を実施。
- ・ 調理が容易な包装米飯について、海外市場開拓に係る需要調査及び各国の食品安全法や食品衛生法等のレギュレーションの調査の実施。
- ・ 日本食の人気が高く富裕層が多い新興市場での販売促進活動の強化。

※平成25年8月公表の「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」

輸出拡大方針

平成27年度 コメ・コメ加工品の輸出拡大方針

輸出戦略上の対応方向

【コメ】

(包装米飯含む)現地での精米の取組や炊飯ロボットと合わせた外食への販売など日本米のプレゼンスを高める取組を推進
(再掲)

【米菓】

相手国のニーズに合った商品の開発、手軽なスナックとしてのプロモーション強化

輸出拡大方針

【日本産米・米加工品のPR】

- ・ 外食市場: 寿司・弁当・おにぎりといったコメを使った代表的な日本食のPRを業務用需要向けに実施。併せて自動炊飯器や寿司ロボットなどのツールをPR。
- ・ 家庭 向: 電子レンジで手軽に日本産米を調理できる食べ方を含めた包装米飯のPR。
- ・ オピニオンリーダー、プロの料理人等を通じコメに関する普及・啓蒙活動を実施。
- ・ 日本文化の輸出(アニメやインフルエンサー)との連動による若者を中心としたご飯食の普及の可能性を検討。

【輸出体制の整備等】

- ・ 品目別輸出団体が調整役となり、現地市場のニーズに応じた安定価格、安定供給を実現するため、オールジャパンの輸出促進の取組を実施。
 - ①産地間連携による輸出用米の確保
 - ②共同輸送や同一フェアへの参加による流通コスト等の削減
 - ③共通ロゴの作成 等
- ・ 輸出事業者からの相談対応・展示会後のフォローアップ等、JETROにおけるワンストップサービスの充実・強化。

【優良事例の共有等】

- ・ コメ輸出の成功事例(失敗事例)を紹介するとともに、新規参入者の拡大に係る支援策の検討。

【輸出拡大に向けた調査の実施】

- ・ 米菓の消費・流通実態や輸出の潜在可能性に係るマーケティング調査の実施。
- ・ 戦略国を対象とした、米菓に使用されている原料のネガティブリストの調査の実施。

【現地ニーズにあった商品開発】

- ・ 輸出商社との連携により、現地ニーズにあった新商品の開発。

【JETROの積極的活用】

- ・ 業界団体とJETROとの連携等による輸出セミナー、商談会等の実施による積極的活用。

平成27年度 コメ・コメ加工品の輸出拡大方針

輸出戦略上の対応方向

【日本酒】

発信力の高い都市や重点市場でのイベント・事業を実施するほか、セミナー等を通じて、日本酒の良さについて普及。

日本酒の生産増に対応した酒造好適米の増産が可能となるよう措置。

輸出拡大方針

【輸出促進に係る市場調査】

- 輸出相手国のアルコール種別消費状況・嗜好、アルコールカテゴリーごとの課税、規制等を把握しつつ、商流や提供形態、価格帯等について、より詳細な調査を実施。

【研究・開発】

- 日本酒の心身に与える有益性、流通過程における品質保持について科学的な実証を研究機関と協力して実施。

【日本酒の効果的なPR】

- 日本酒というカテゴリーを海外市場でより明確に認知してもらうため、各種のイベント等に合わせて効果的にPRを実施。
- 日本酒の輸出促進に資する情報については、今後も、事業者の参考となるよう情報公開に努力。
- 海外の有名シェフ、ソムリエ、バイヤー、料理研究家等、海外において日本酒をPRするキーパーソンに対して、日本に招聘し、日本酒関連のセミナーを受けてもらうなどの取組を積極的に実施。
- 輸出相手国における日本酒への理解を深めるため、貿易、物流などの関係者向けにテキストを作成。このことにより、現地で日本酒が何か分からないことにより生じる、日本の輸出事業者の手続きや書類面での負担の軽減を図る。
- 外国人に認知されやすいようなマークやラベル表示、キャップ、価格帯等の検討を実施。
- イベント等において、現地の嗜好に合わせた日本酒の飲み方の提案（日本食以外の食事（フランス料理等）とのマッチング、日本酒カクテル等）。
- 他の日本食と合わせての販売促進。
- PR方法や表現、英語表記等について、専門家からアドバイスを受けられる体制を整備。

【輸出体制の整備等】

- 品目別輸出団体が推進役となり、現地市場のニーズに応じたオールジャパンでの輸出促進のための各種取組を実施。
- 輸出事業者からの相談対応・展示会後のフォローアップ等、ジェトロにおけるワンストップサービスの充実・強化。

【酒米の増産】

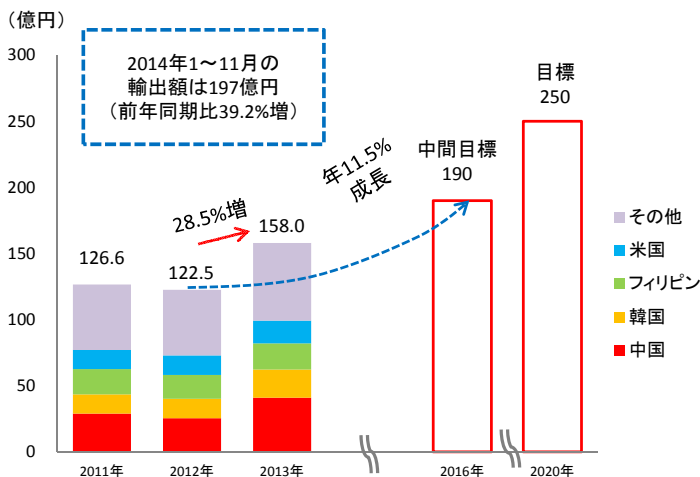
引き続き、産地と需要者の結び付きを強め、酒造用原料米の需要に応じた安定的な取引を推進。

平成27年度 林産物の輸出拡大方針

林産物[※]のオールジャパンでの輸出拡大に向けて、林産物輸出の全国団体が、農林水産省、林野庁及びジェトロからの各種支援等を活用し、林産物の海外における新たな需要を開拓するための調査を実施するとともに、産地間連携体制の構築を推進するほか、海外におけるジャパン・ブランドの確立を目的として、付加価値をつけた日本産木材製品や木造軸組住宅のPR等の実施、中国の木構造設計規範への対応などの輸出環境整備に取り組む。

※ ここで言う林産物は、丸太及び木材製品を指す。

輸出の現状



重点国・地域

中国、韓国

平成27年度 林産物の輸出拡大方針

輸出戦略上の対応方向※

輸出拡大方針

中国「木構造設計規範」の改定及びこれを踏まえた普及等の取組

【中国「木構造設計規範」への対応】

- 引き続き中国「木構造設計規範」の改定や手引き作成の取組を進める。また、これと並行して、中国における木材の用途やニーズ・嗜好等を踏まえつつ、付加価値をつけた日本産木材製品の輸出を拡大するため、木材利用技術の普及、日本の技術を活かした製品開発、木造軸組住宅のPR活動等を行う。

韓国におけるヒノキを中心とした内装材市場の更なる拡大

【韓国市場の更なる拡大】

- 韓国におけるヒノキを中心とした内装材市場の更なる拡大に向けて、広域連携やオールジャパンの取組の加速化に向けた議論を行う。
- ジェトロは、韓国のキョンヒヤンハウジングフェアにジャパンパビリオンを出展し、商談を支援する。この際、付加価値をつけた木材製品の輸出を拡大するため、これらの製品を扱う輸入業者やハウスメーカー等の発掘に努める。

協力ネットワークの構築、情報収集、情報発信(全国団体を通じたオールジャパンでの取組、ブランド創り)

【オールジャパンのネットワークの構築、情報収集・発信】

- オールジャパンの協力ネットワークの構築や、ジャパン・ブランドの創出、情報収集・発信に向けた議論を行う。
- 丸太だけでなく、付加価値をつけた木製品の輸出を拡大するため、これらの製品を扱う輸入業者やハウスメーカー等の発掘に努める。また、事業者等が輸出先国から求められる樹種、規格、数量、時期等のニーズに対応できるようにすることを目的として、木材輸出に関する制度や海外市場についての理解促進を狙ったセミナー等を開催する。

森林組合や産地間連携による共同輸出、安定供給体制の構築

【産地間連携体制の構築】

- 産地間連携による共同輸出、安定供給体制を構築するため、中国・韓国における木材の用途やニーズ・嗜好等を踏まえて輸出拡大のターゲットを設定し、広域連携やオールジャパンの取組を加速化するための議論を行う。
- コスト面でのネックとなっている中国向け丸太及び未乾燥剤の燻蒸について、中国での輸入木材燻蒸の状況を把握する。

モデルハウスの設置等による通年でのPRによる日本産木材、住宅の認知度向上

【日本産木材のPR】

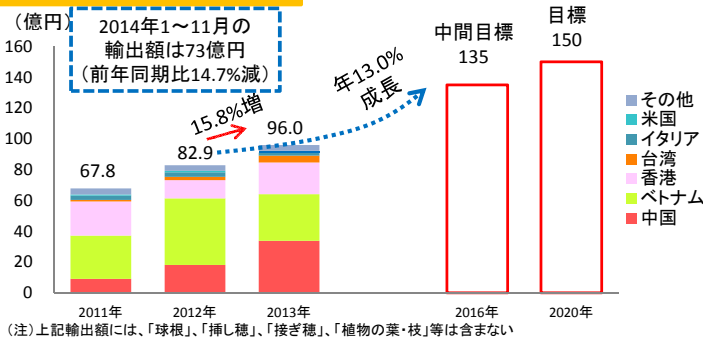
- 日本産木材や木造軸組住宅の認知度向上に向けて、モデルハウスの設置等による通年でのPRを実施する。この際、対中国の木材輸出拡大の先進的な取組を参考にして、輸出のターゲットを明確にして(戸建て・マンション内装、富裕層・中間層など)、戦略的に取組を進めて行く。また、住宅、家具、インテリアなどの事業者と日中共同で検討会を設置し、付加価値ある日本産木材製品の開発・普及を図る。

※平成25年8月公表の「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」

平成27年度 花きの輸出拡大方針

花きのオールジャパンでの輸出拡大のため、花きの輸出団体を定め、この輸出団体は、農林水産省やジェトロからのサポート等を活用しつつ、花きのジャパン・ブランドの確立に向けた取組方針の策定、日本産花きのPR、海外マーケット調査、輸出環境課題の調査・分析、産地間連携の推進に取り組む。

輸出の現状



重点国・地域

○植木・盆栽

【新興市場】 EU、ロシア、トルコ

【安定市場】 中国

○鉢もの

【新興市場】 シンガポール、ロシア、トルコ

【安定市場】 中国、香港

○切り花

【新興市場】 シンガポール、カナダ、EU、ロシア、トルコ

【安定市場】 米国、香港

輸出戦略上の対応方向※

輸出拡大方針

【植木・盆栽】
海外からのバイヤー招へいや見本市等を通じ、新たな輸出品目を開拓

【植木・盆栽】

- 輸出事業者は、ジェトロ等を通じた海外バイヤーの招へい、見本市への出展、国内商談会への参加等を通じ、イヌマキ以外の植木・盆栽等も含め新たな輸出品目のプロモーションを行う。
- 全国花き輸出拡大協議会、輸出事業者は、2017年世界盆栽大会(さいたま市)において、植木・盆栽をはじめ鉢もの及び切り花についてもPRできる機会となるよう連携を図る。
- ジェトロは、見本市へのジャパンパビリオン出展や海外バイヤーを招聘した国内商談会の開催、輸出に必要な手続きの情報提供等を行う。
- 全国花き輸出拡大協議会は、花きの検疫・通関が円滑に進まないと思われる国の検疫・通関手続きについて調査し、対応方法を検討する。
- 全国花き輸出拡大協議会は、植木の線虫対策として栽培段階から計画的に予防する手法について、情報の収集・共有、新たな技術開発や実証研究に向けた働きかけ、セミナー等を通じた輸出事業者への啓発を図る。

※平成25年8月公表の「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」

平成27年度 花きの輸出拡大方針

輸出戦略上の対応方向	輸出拡大方針
<p>【鉢もの・切り花】 産地間連携による年間を通じた安定的な供給体制の整備</p>	<p>【鉢もの・切り花】</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸出事業者は、産地間連携、ジャパン・ブランド育成に向け互いに連携できる点を引き続き模索する。 全国花き輸出拡大協議会は、花の品目ごとに産地・生産者が主体となって連携を図り、品目ごとの輸出促進プランを策定できるよう、産地・生産者に対する意識啓発活動を行う。 全国花き輸出拡大協議会は、花きの検疫・通関が円滑に進まないと思われる国の検疫・通関手続きについて調査し、対応方法を検討する。(再掲)
<p>【鉢もの】 品種識別技術の開発等、知的財産権の保護強化</p>	<p>【鉢もの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産省は、品種識別技術の実用化を図る取組支援、また、アジアをはじめ海外の国々における国際基準に基づいた植物品種保護制度整備への支援を継続して行う。 全国花き輸出拡大協議会は、世界でのマーケットを視野に入れた育成者権取得の戦略(米国から先に取得する等)の重要性等、鉢物輸出に必要な権利保護の啓発等を引き続き行う。
<p>【切り花】 統一規格やロゴ等によるジャパン・ブランドの浸透</p>	<p>【切り花】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国花き輸出拡大協議会は、多岐にわたる日本の花を共通で宣伝するための統一ロゴの制作及び活用方法について検討する。 全国花き輸出拡大協議会は、日本花き取引コード普及促進協議会と連携して、日本花き取引コード(JFコード)を活用した日本産花きのPRを図る。

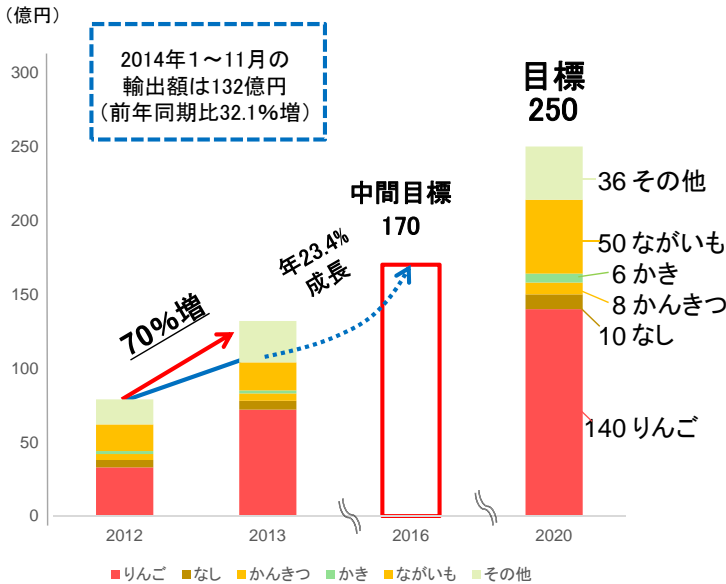
平成27年度 花きの輸出拡大方針

輸出戦略上の対応方向	輸出拡大方針
<p>【切り花】 見本市の開催等による花文化と併せた効果的な発信</p>	<p>【切り花】</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸出事業者は、ジェットロ等を通じ、切り花輸出先として有望な国地域での見本市への参加、海外バイヤーを招へいた国内商談会等への参加により、プロモーションを行う。 農林水産省は、4月～7月頃の花きのプロモーション活動に対しても支援できるよう手続きを円滑に進める。 輸出事業者、農林水産省は、2016年アンタルヤ国際園芸博覧会への出展に向けた準備を進める。 全国花き輸出拡大協議会及び輸出事業者は、2017年世界盆栽大会(さいたま市)が、植木・盆栽をはじめ鉢もの及び切り花についてもPRできる機会となるよう連携を図る。(再掲) ジェットロは、切花輸出先として有望な国・地域の見本市へのジャパンパビリオン出展や、海外バイヤーを招聘した国内商談会の開催等を行う。
<p>【切り花】 長時間輸送に耐えうる鮮度保持技術の開発・普及</p>	<p>【切り花】</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸出事業者は、鮮度保持を可能とするコールドチェーンに関する技術的検証を行う。 全国花き輸出拡大協議会は、花きの生産者及び輸出業者に対して、輸出を見込んだ国内生産・流通体制の検討を促す。 全国花き輸出拡大協議会は、試験研究機関及び種苗会社等との情報共有を図る。
<p>その他</p>	<p>【鉢もの・切り花】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産省は、平成26年12月に施行された「花きの振興に関する法律」の趣旨を踏まえ、種苗法の特例(品種登録の出願料及び登録料の減免措置)を活用した海外で好まれる花色や長時間輸送に耐えうる耐病性等を有する新品種の育成を促進するため、育種関係者に対して当該特例に関する周知・助言を行う。

平成27年度 青果物の輸出拡大方針

青果物の輸出について、青果物の品目別輸出戦略に基づく輸出拡大を図る。さらに品目間・産地間の連携によるオールジャパンでの輸出拡大のため、「多品目周年供給体制」の検討を行うと共に、その実現に向け取り組む輸出団体設立に向けた検討を行う。

輸出の現状



重点国・地域

- りんご 目標(2020年):140億円
台湾、香港、タイ、インドネシア、ベトナム、マレーシア
- なし 目標(2020年):10億円
台湾、香港、シンガポール、タイ、マレーシア、米国、UAE
- かんきつ 目標(2020年):8億円
台湾、香港、シンガポール、タイ、カナダ、米国、ニュージーランド
- かき 目標(2020年):6億円
香港、タイ、マレーシア、米国
- ながいも 目標(2020年):50億円
台湾、シンガポール、マレーシア、米国

平成27年度 青果物の輸出拡大方針

輸出戦略上の対応方向※

富裕層に加え、人口の多い中間層もターゲットとし、マーケティング等の強化により売れる品目を発掘しつつ市場を開拓

日本産青果物が海外の店舗に常時並ぶ「多品目周年供給体制」を構築

輸出拡大方針

【りんご】

- ・ 台湾、香港にあつては、富裕層に加え、人口の多い中間層もターゲットとし、ブランド維持を図りながらマーケティングを強化。
- ・ 東南アジアの国々について「おいしさ」「安全」をアピールした販促活動による、新たな流通チャネルを開拓。

【かんきつ】

- ・ 輸出実績の少ない中晩柑を組み合わせて輸出期間を長期化。
- ・ 日本産みかんをバイヤーや消費者に知ってもらう取組を強化。

【かき】

- ・ 産地の連携による効率的・効果的な販促活動の実施。
- ・ 国内需給バランスが崩れる9月中旬～10月上旬の期間をターゲットとした輸出の実施。
- ・ 実用可能な鮮度保持技術の実証試験の実施。

【なし】

- ・ 百貨店での販売促進等により、購入実績のある富裕層のニーズに的確に対応。
- ・ 輸出期間の長期化や消費者の求める小玉果等の投入により需要を拡大。

【ながいも】

- ・ 日常的に消費される健康に資する食材として広く消費者にアピールすることにより、消費を拡大。
- ・ 高品質をアピールし、薬膳料理の食材のみならず日本料理の食材として売り込む等、新規市場の開拓。
- ・ HACCPなど安全性をアピールできる流通体制の確立。

【多品目周年供給体制】

- ・ 複数の産地を取りまとめる体制構築を通じ、多品目・多品種を組み合わせたりレアー出荷等による周年供給体制の構築を図る。

【輸出体制の整備】

- ・ 海外マーケット調査や宣伝活動等を一元的に取り組む輸出団体設立に向け検討。

平成27年度 青果物の輸出拡大方針

輸出戦略上の対応方向

輸出拡大方針

検疫の制限等に対する戦略的働きかけ

【植物検疫】

- ・ ベトナム向けりんごの植物検疫措置について協議を実施。
- ・ タイ向け「かんきつ」について指定生産地域の拡大と新たに追加する地域の承認に向け引き続き協議。
- ・ 米国向け「かき」について解禁に向け働きかけを実施。

【残留農薬基準】

- ・ 台湾・香港の残留農薬基準の追加設定について、現場の意見や市場のニーズを踏まえ、優先度の高いものからインポートトランスの申請を行う。

【その他】

- ・ インドネシア向け「りんご」の生産国認定について、先方政府に適宜審査の進捗状況を照会するとともに、速やかな認定を督促。
- ・ インドネシアが実施する輸入ライセンス制度について、米国等の関係国と連携しつつ、インドネシア政府に適切に対応。

原発事故による輸入停止措置の解除

【台湾・香港】

- ・ 台湾、香港について重点的に規制解除の働きかけを実施。
- ・ 台湾が進める規制強化の動きに対して情報収集に努めるとともに、青果物の輸出に支障がないよう適切に対応。

【その他の国・地域】

- ・ 台湾、香港以外の国・地域については、科学的根拠に基づき規制措置の見直しを要請。

鮮度保持・長期保存技術の開発

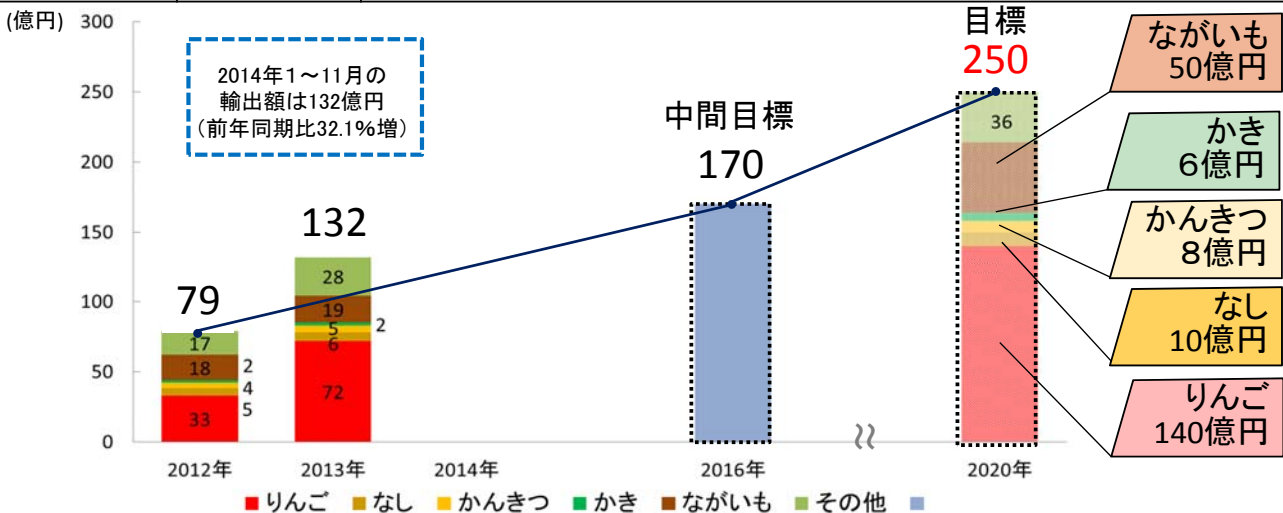
【技術開発】

- ・ 1-MCPIによる鮮度保持技術についての研究・開発を実施。
- ・ サクラボ損傷ゼロパッケージの生産者への普及と利用法の指導や新たな市場開拓を実施。
- ・ カピリン製剤及びMA包装資材については、より生産現場で使いやすい資材として改良。

青果物の品目別輸出戦略について

2020年に青果物の輸出額250億円を達成するため、平成27年1月に各品目の輸出目標・重点国(下記)及び対応方向を定めた青果物の品目別輸出戦略を策定。

品目	輸出目標	重点国
りんご	140億円	台湾、香港、タイ、インドネシア、ベトナム、マレーシア
なし	10億円	台湾、香港、シンガポール、タイ、マレーシア、米国、UAE
かんきつ	8億円	台湾、香港、シンガポール、タイ、カナダ、米国、ニュージーランド
かき	6億円	香港、タイ、マレーシア、米国
ながいも	50億円	台湾、シンガポール、マレーシア、米国



りんごの輸出戦略

輸出目標 (2020年)	140億円	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 台湾、香港における購買層の大幅な拡大 ➢ 東南アジアの国々における市場拡大
-----------------	-------	--

重点国	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 台湾、香港については、中間層の開拓により、輸出量が大幅に増える可能性 ➢ 落葉果樹の栽培ができない東南アジアの国々は、潜在的なりんごのマーケットとして極めて有望
台湾、香港、タイ、インドネシア、ベトナム、マレーシア	

輸出戦略	対応方向
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 台湾、香港において人口が多い中間層の消費拡大 ➢ 新規市場の開拓による、新たな輸出先の確保 ➢ 検疫の制限変更などによる戦略的な働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 台湾、香港にあつては、富裕層に加え、人口の多い中間層もターゲットとし、ブランド維持を図りながらマーケティング等の強化により、輸出量を一層拡大 ➢ タイ、インドネシア、ベトナム、マレーシアなどについては、日本産りんごの「おいしさ」「安全」をアピールした販売促進による、新たな流通チャネルの開拓 ➢ インドネシア、ベトナム、中国に対しては、優先順位を明確にした働きかけによる植物検疫措置の解禁や輸入制限措置の早期解消

なしの輸出戦略

輸出目標 (2020年)	10億円	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 台湾、香港において富裕層ニーズに的確に対応するとともに、輸出期間の長期化や消費者の求める小玉果等の投入により需要を拡大 ➢ タイ、マレーシア等の経済成長下にある国の富裕層や、シンガポール、米国、UAE等の新規市場の開拓
-----------------	------	--

重点国	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 台湾、香港については中秋節の贈答用として大玉果の需要があるものの、中間層向け需要に対しては競合国との価格競争から厳しい状況 ➢ 成長の著しい東南アジアも潜在的マーケットとして有望。また、富裕層の多い中東市場も開拓の余地あり
台湾、香港、シンガポール、タイ、マレーシア、米国、UAE	

輸出戦略	対応方向
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 高価格・高品質のものを富裕層を中心として贈答用に供給 ➢ 台湾、香港の中間層向け需要に対応するため、競争相手を意識したマーケティング ➢ 台湾、香港以外の新規市場の開拓による、新たな輸出先の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 百貨店での販売促進等により、購入実績のある富裕層のニーズに的確に対応 ➢ 中間層向けに低価格帯の小玉果を供給するための徹底した低コスト化。また、出荷時期の異なる多数の品種を組み合わせるとともに、長期保存体制を確立することにより長期販売を実現 ➢ タイ、マレーシア等の発展の著しいアジア諸国の富裕層や、シンガポール、米国、UAE等の消費者を対象に購買目的に沿った販売促進の強化

かんきつの輸出戦略

輸出目標 (2020年)	8 億円	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 中晩柑を組み合わせた輸出期間の長期化による日本産かんきつの需要拡大 ➢ 台湾・香港・シンガポール等への知名度の向上による購入層の拡大
-----------------	-------------	---

重点国	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 日本産みかんの主要な輸出先はカナダであるが、台湾、香港及びシンガポール等にも潜在的な需要が存在
台湾、香港、シンガポール、タイ、カナダ、米国、ニュージーランド	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 日本産みかんは、カナダにおいて豊富な品揃えと高い品質によって高い評価を得ているものの、その輸出は、中国産との競合により厳しい状況

輸出戦略	対応方向
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 温州みかんと中晩柑を組み合わせた輸出期間の長期化 ➢ 知名度をあげるためのPRの強化 ➢ 輸出先国の植物検疫条件や残留農薬基準の変更等の戦略的な働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 輸出実績の少ない中晩柑を組み合わせることで輸出期間を長期化 ➢ 日本産みかんを地元バイヤーや消費者に知ってもらうための取組を強化 ➢ タイに対する植物検疫措置の緩和や、台湾、香港に対する残留農薬基準の設定等の働きかけ

かきの輸出戦略

輸出目標 (2020年)	6 億円	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 産地間連携により一定量の輸出を可能とし、富裕層に加えて、人口の多い中間層にも消費を拡大
-----------------	-------------	---

重点国	<ul style="list-style-type: none"> ➢ かきは亜熱帯地域で生産できない落葉果樹である一方、食感がマンゴーなど熱帯果実と違い歯ごたえのある食感を消費者が評価 ➢ かきの輸出実績があり、すでに商流が確立(商流の新規開拓のリスクが低い)
香港、タイ、マレーシア、米国	

輸出戦略	対応方向
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 産地間連携に伴う販促活動の一元化により、日本産かきのブランドを強化 ➢ 一定の輸出量の確保により、人口の多い中間層への戦略的な需要拡大 ➢ 対象国の購買層、商流、競争相手を意識したマーケティング ➢ 鮮度保持・長期保存技術の開発 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 輸出産地の連携による効果的・効率的な販促活動の実施 ➢ 国内需給バランスが崩れる9月中旬～10月上旬の期間をターゲットとした輸出の実施 → 輸出による需給調整効果も期待 ➢ タイ・香港・マレーシアは消費者層により商流が分かれている状況。今後、輸出ターゲットを絞り込むために、その実態について、インポーターの生の声を調査・収集 ➢ 実用可能な鮮度保持技術に係る実証試験の実施

ながいもの輸出戦略

輸出目標 (2020年)	50 億円	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 米国東部・東南アジア等の新規市場の開拓による需要の拡大 ➢ 輸出に対応した国内生産・出荷体制の確立
-----------------	--------------	--

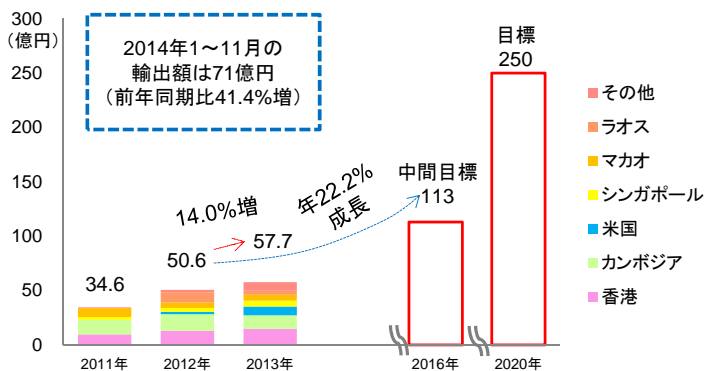
重点国	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 台湾、米国においては、華僑社会を中心に薬膳料理の食材として需要あり。特に近年は米国において需要が大きく伸びている状況 ➢ 米国向け輸出は、現在、ロサンゼルス等の西海岸向けが中心。ニューヨーク等の東海岸でも需要あり
台湾、シンガポール、マレーシア、米国	

輸出戦略	対応方向
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 日常食材としての普及による消費者層を拡大 ➢ 日本産をアピールした販売戦略の展開 ➢ 消費者ニーズに対応した流通体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 日常的に消費される健康に資する食材として広く消費者にアピールすることにより、消費を拡大 ➢ 日本産の品質の高さをアピールし、薬膳料理の食材のみならず例えば海外における日本料理の食材として売り込むなどの新規市場の開拓 ➢ HACCPなど安全性をアピール出来る流通体制の確立

平成27年度 牛肉の輸出拡大方針

牛肉のオールジャパンでの輸出拡大を図るため、牛肉の輸出団体を設立し、この団体に対して、農林水産省、ジェトロ、農畜産業振興機構等がそれぞれの立場から各種サポートを行う体制を構築する。輸出団体が中心となって、国内検討会の開催、海外マーケット調査、国内外での日本産牛肉のPR、和牛統一マークの管理、輸出環境整備等に取り組み、ジャパン・ブランドでの牛肉輸出を推進する。

輸出の現状



重点国・地域

【新興市場※】

米国、EU、カナダ、香港、マカオ、シンガポール、タイ、フィリピン、UAE、カタール、ロシア、メキシコ、インドネシア、NZ、ベトナム

※ 検疫に係る協議が調い、輸出する牛肉に係る衛生証明書の発行が開始されることとなった国・地域を順次追加する。

【有望市場】

中国、台湾、イスラム圏(マレーシア、サウジアラビア他)等

輸出戦略上の対応方向※

輸出解禁・輸出条件緩和に向けた検疫協議の進展

輸出拡大方針(案)

- 国は、有望市場の解禁を目指して検疫協議を継続するとともに、既存の輸出先国についても輸出条件の緩和を実現。
- 国は、航空手荷物としての輸出が可能となるよう、まずは米国との協議を進展。
- 国は、関係事業者の要望や都道府県等の実情を踏まえ、現在の認定施設外に立地する施設においてスライス等の加工や冷凍・冷蔵保管を行って輸出する上での課題を整理・分析し、輸出の可能性を検討。

平成27年度 牛肉の輸出拡大方針

輸出戦略上の対応方向

輸出拡大方針

輸出施設認定に係る国内手続きの加速化

- 事業者に対して、施設認定に係る相手国の要求事項等の情報を分かりやすく適時適切に提供するとともに、引き続き施設整備を支援。

ハラール対応
(ハラール認証の取得や産地食肉センターの整備等)

- 国内外のイスラム市場を取り込むため、食肉処理施設の整備に対する支援等により、ハラール牛肉生産を支援。
- また、ジェットロのセミナー等を通じて、ハラール制度に関する情報を普及させるとともに、他国のハラール製品の生産・輸出に関する調査を実施。

日本食文化と一体的なプロモーション

- 輸出先国のマーケット調査結果等を踏まえ、外国産“Wagyu”との差別化を図りつつ、日本食文化と一体的な和牛プロモーションを引き続き実施。
- 海外のシェフ、小売店、消費者、食肉関係事業者等を対象に、対象毎に最適な時期、場所及び手法で、日本産牛肉に関する啓蒙・PR活動を効果的に実施。
- 「和牛統一マーク」について、効果的な使用・普及方法等について検討し、適切な管理を実施。

商談会開催や見本市出展等の支援

- 輸出団体を設立・育成し、農林水産省、ジェットロ、農畜産業振興機構等がそれぞれの立場から各種サポートを行う体制を構築。

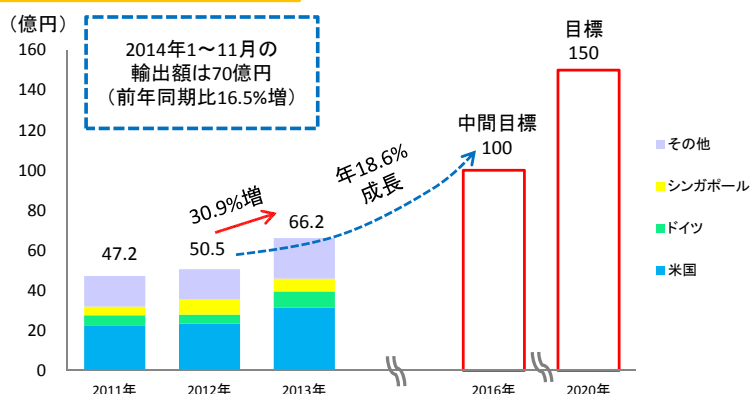
ジェットロによる酒類などと一体的な日本食材の販売促進

- 国際的に影響力がある海外見本市において、関係者と連携し、牛肉ブースを設営する等、オールジャパンでの販促活動を実施。

平成27年度 茶の輸出拡大方針

茶のオールジャパンでの輸出拡大のため、茶の輸出団体を設立し、この団体に対してジェットロや農水省によるサポートを行う。輸出団体が中心となって残留農薬対策等の輸出環境整備、ジャパン・ブランドでの日本茶のPR、マーケティングを行う。産地間の調整についても、同団体が産地間での調整を行い日本茶の輸出を推進する。

輸出の現状



輸出戦略上の対応方向※

輸出拡大方針

【生産サイドの対応方向】

輸出に対応した茶栽培技術、加工技術の確立、病虫害に強い茶の開発
輸出相手国の食品衛生関係規制に対応した基準に合った生産体制の確立

- 2014年度に作成した標準防除暦を各地域の防除暦に反映させるように、各産地へ輸出向け防除暦の普及を行う。
- 病虫害抵抗性品種の改植支援事業を引き続き実施。
- 国内における輸出可能な栽培面積の実態を把握するため産地等を含めた国内検討会議を行う。

※平成25年8月公表の「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」

平成27年度 茶の輸出拡大方針

輸出戦略上の対応方向	輸出拡大方針
有機栽培の推奨 米国の有機同等性の承認の取得	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、有機栽培への支援を実施する。 2014年度の調査結果を踏まえて、見本市や商談会等の機会を利用して有機茶の販売を実施する。
健康成分高含有品種の開発・普及	<ul style="list-style-type: none"> 開発・普及に向けた具体的な対応策を検討する。
茶樹中の放射性セシウム低減の徹底	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き低減対策の情報提供や現場支援を実施する。
【輸出環境整備】	
EU向けのGLOBAL G.A.P.認証取得支援	<ul style="list-style-type: none"> 引き続きGlobal G.A.P.の取得支援を実施。
EU、香港、台湾の残留農薬基準への対応（基準に沿った生産体制確立、相手国でのインポートトレランス設定の支援）	<ul style="list-style-type: none"> 日本茶関係団体が集まって、残留農薬問題に対応するためのワーキンググループを設定する。 2014年度茶部会で作成した米国、EU、台湾向け茶のインポートトレランスの優先順位リストを踏まえて、インポートトレランス申請を行う。 インポートトレランス申請に必要なデータが不足している成分については、次年度以降の申請に向けたデータの収集を行う。 香港での残留農薬基準の設定状況を確認し、インポートトレランスの優先順位を設定する。 輸出品を対象に輸出先国の基準に合致しているのかの残留農薬検査を実施する。 国際基準・規格等のハーモナイゼーションの動きに対する情報収集等を行う。（緑茶の定義、緑茶の評価用語の検討）

平成27年度 茶の輸出拡大方針

輸出戦略上の対応方向	輸出拡大方針
【マーケティング】	
日本食・食文化の発信とあわせた売り込み	<ul style="list-style-type: none"> 設立した日本茶輸出団体を中心に、日本茶の淹れ方、飲み方の普及指導のための人材育成を行う講座、ワークショップ等を開催。 見本市、商談会等で日本茶をPRするための教材を輸出先言語に翻訳するなど、PR素材の充実を図る。 日本茶ロゴマークの検討を行うため、日本茶関係団体で検討委員会を設置する。 海外の茶教育プログラムに日本茶を組み込むために教育カリキュラムを作成する。
日本茶の安全性や健康イメージ、カテキンなど機能性成分による効能をPR	<ul style="list-style-type: none"> 2014年の調査結果を踏まえて、機能性成分を生かしたPRを検討する。 機能性成分を紹介したPR素材の多言語化を行う。 見本市や商談会の機会を利用して、PR素材を活用して日本茶の機能性についてのPR、販売等を行う。
富裕層だけでなく中間層もターゲットとした新規需要層の開拓	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、見本市や商談会等において富裕層をターゲットとしたPR、販売を実施する。
フレーバーティー等相手国の嗜好に合った商品を開発	<ul style="list-style-type: none"> 輸出国における嗜好についての調査を行い、輸入国の嗜好に合わせた茶の栽培方法や加工方法を検討するために日本茶関係団体で検討委員会を設置する。 見本市や商談会の機会を利用して、現地の嗜好に合わせた商品のPR、販売等を行う。

(4) 主な輸出先国・地域における放射性物質に係る輸入規制の概要
(2015年4月10日時点)

香港							
品目	都道府県	福島	茨城	栃木	群馬	千葉	その他
野菜・果実		■	■	■	■	■	
牛乳・乳飲料・粉ミルク		■	■	■	■	■	
食肉		■	■	■	■	■	
家禽卵		■	■	■	■	■	
水産物		■	■	■	■	■	
上記以外の食品 (酒類・飼料を含む)							

■ : 輸入停止
 ■ : 政府機関発行の放射性物質検査証明書を要求
 ■ : 香港側でサンプル検査を実施

米国																
品目	都道府県	青森	岩手	宮城	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	新潟	山梨	長野	静岡	その他
水産物			■	■		■	■	■	■	■	■					
きのこ類			■	■		■	■	■	■	■	■					
山菜			■	■		■	■	■	■	■	■					
野菜・果実			■	■		■	■	■	■	■	■					
牛乳・乳製品			■	■		■	■	■	■	■	■					
穀物			■	■		■	■	■	■	■	■					
茶・茶製品			■	■		■	■	■	■	■	■					
食肉			■	■		■	■	■	■	■	■					
野生鳥獣			■	■		■	■	■	■	■	■					
上記以外の食品 (酒類を含む)																
飼料																

■ : 輸入停止(日本国内での出荷制限対象品目)
 ■ : 第三者検査機関発行の放射性物質検査報告書を要求
 ■ : 米国側でサンプル検査を実施

台湾							
品目	都道府県	福島	茨城	栃木	群馬	千葉	その他
水産物		■	■	■	■	■	
きのこ類		■	■	■	■	■	
山菜		■	■	■	■	■	
野菜・果実		■	■	■	■	■	
牛乳・乳製品		■	■	■	■	■	
穀物		■	■	■	■	■	
茶・茶製品		■	■	■	■	■	
食肉		■	■	■	■	■	
野生鳥獣		■	■	■	■	■	
上記以外の食品 (酒類・飼料を除く)		■	■	■	■	■	

■ : 輸入停止
 ■ : 台湾側でサンプル検査(又は、全ロット検査)を実施

※台湾においては、2015年4月15日に輸入規制の強化(上記5県産の輸入停止措置を継続しつつ、5県産以外のすべての食品に対し産地証明書添付を義務付け、および一部の都県産の食品に対し放射性物質検査証明書を添付を義務付け)の公告がなされた(30日後に施行予定)。この輸入規制の強化については、科学的根拠に基づかないものとして、撤回するよう強く申し入れているところ(平成27(2015)年4月23日現在)。

中国												
品目	都道府県	宮城	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	新潟	長野	その他
水産物		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
きのこ類		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
山菜		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
野菜・果実		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
牛乳・乳製品		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
穀物		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
茶・茶製品		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
食肉		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
野生鳥獣		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
酒類		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
上記以外の食品		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
飼料		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

■ : 輸入停止
 ■ : 政府機関発行の放射性物質検査証明書を要求
 ■ : 政府機関発行の産地証明書を要求

韓国																								
品目	都道府県	北海道	青森	岩手	宮城	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	静岡	愛知	三重	愛媛	熊本	鹿児島	その他
水産物		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
きのこ類		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
山菜		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
野菜・果実		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
牛乳・乳製品		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
穀物		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
茶・茶製品		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
食肉		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
野生鳥獣		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
酒類		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
上記以外の食品		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
飼料		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
養魚用飼料・魚粉		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

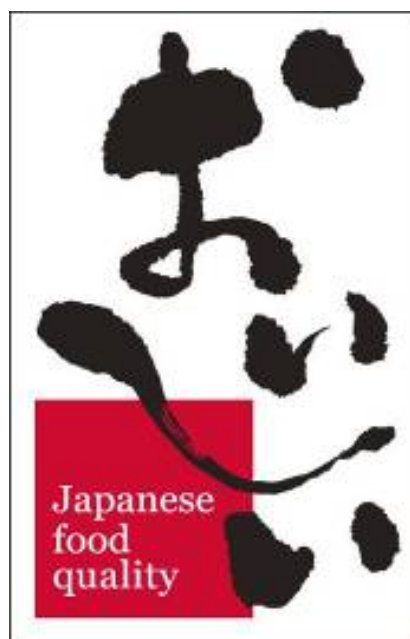
■ : 輸入停止
 ■ : 輸入停止(日本国内で1度でも出荷制限対象となった品目)
 ■ : 政府機関発行の放射性物質検査証明書を要求
 ■ : 政府機関発行の産地証明書を要求

(5) 当面取り組むべき輸出環境課題について

輸出戦略実行委員会において、輸出環境整備に係る約150の課題を整理し、約40の課題に最優先で対応。

	加工食品	水産物	コメ・コメ加工品	青果物	牛肉	林産物	茶	花き	
韓国	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除(13都県))	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (輸入停止品目の解除(8都県)) ○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除(8都県))	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除(13都県))						
中国	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (輸入停止品目の解除(10都県)) ○乳・乳製品の輸入停止の解除 ○食品安全法に基づく国家基準への対応 ○模倣・知的財産の侵害対策	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (輸入停止品目の解除(10都県)) ○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除)	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (輸入停止品目の解除(10都県)) ○模倣・知的財産の侵害対策 ○精米・碾磨施設の認定取得		○日本産牛肉の輸入禁止		○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (輸入停止品目の解除(10都県)) ○木構造設計規範への対応 ○木材のくん蒸処理		○植物品種保護のための法制度の整備及び運用の強化
香港	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (輸入停止品目の解除(5県)) ○模倣・知的財産の侵害対策	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除(5県)) ○フグの輸出解禁への対応	○模倣・知的財産の侵害対策	○残留農薬基準(2014年8月)への対応 ○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (輸入停止品目の解除(5県))	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除(5県)) ○月齢制限の撤廃 ※2015年1月撤廃			○残留農薬基準への対応	
台湾	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (輸入停止品目の解除(5県)) ○模倣・知的財産の侵害対策	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (輸入停止品目の解除(5県)) ○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (通関時の全ロットモニタリング検査の要求の解除)	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (輸入停止品目の解除(5県)) ○模倣・知的財産の侵害対策	○残留農薬基準への対応 ○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (輸入停止品目の解除(5県)) ○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (通関時の全ロットモニタリング検査の要求の解除) ○検査条件の設定(トマト)	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (輸入停止品目の解除(5都県)) ○日本産牛肉の輸入禁止			○残留農薬基準への対応 ○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (輸入停止品目の解除(5県))	
フィリピン	○模倣・知的財産の侵害対策	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (輸入停止品目の解除(福島県)) ○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除(4県))							
ベトナム	○模倣・知的財産の侵害対策			○検査条件の設定(りんご)					
タイ	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査報告書の要求の解除(8県)) ※2014年11月対象県が縮小(8県→3県) ○模倣・知的財産の侵害対策	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査報告書の要求の解除(8県)) ※2014年11月対象県が縮小(8県→3県)		○検査上の生産地域域の追加(かんきつ類) ○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査報告書の要求の解除(8県)) ※2014年11月対象県が縮小(8県→3県) ○植物品種保護のための法制度の整備及び運用の強化	○月齢制限の撤廃 ○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査報告書の要求の解除(8県)) ※2014年11月対象県が縮小(8県→3県)				
マレーシア	○模倣・知的財産の侵害対策 ○ハラール認証の取得	○ハラール認証の取得(水産加工品)		○植物品種保護のための法制度の整備及び運用の強化	○日本産牛肉の輸入禁止 ○ハラール認証の取得				
シンガポール	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (輸入停止品目の解除(福島県))	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (輸入停止品目の解除(福島県))		○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (輸入停止品目の解除(福島県)) ○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査報告書の要求の解除(福島県))	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (輸入停止品目の解除(福島県)) ○放射性物質検査報告書の要求の解除(福島県)			○植物品種保護のための法制度の整備及び運用の強化	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (輸入停止品目の解除(福島県))
インドネシア	○MML番号の取得 ○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査報告書又は全ロット検査の要求の解除 (全都道府県)) ○園芸作物(ジュース、ジャム)の輸入ライセンスの取得 ○模倣・知的財産の侵害対策 ○ハラール認証の取得 ○表示ラベル規制への対応 ○模倣・知的財産の侵害対策	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除(全都道府県)) ○ハラール認証の取得(水産加工品)		○植物由来食品の生産国認定 ○園芸作物の輸入ライセンスの取得 ○輸入利用港の制限 ○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査報告書又は全ロット検査の要求の解除 (全都道府県)) ○植物品種保護のための法制度の整備及び運用の強化	○日本産牛肉の輸入禁止 ※2014年11月解禁 ○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査報告書又は全ロット検査の要求の解除 (全都道府県)) ○ハラール認証の取得				
インド	○表示ラベル規制への対応 ○模倣・知的財産の侵害対策								
中東 (トルコ含む)	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (通関時の全ロットモニタリング検査の要求の解除(トルコ)) ○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除(アラブ諸国)) ※2014年11月規制緩和(サウジアラビア) ※2014年12月規制緩和(バーレーン、オマーン) ○模倣・知的財産の侵害対策 ○ハラール認証の取得	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (通関時の全ロットモニタリング検査の要求の解除(トルコ)) ○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除(アラブ諸国)) ※2014年11月規制緩和(サウジアラビア) ※2014年12月規制緩和(バーレーン、オマーン) ○ハラール認証の取得(水産加工品)	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (通関時の全ロットモニタリング検査の要求の解除(トルコ)) ○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除(アラブ諸国)) ※2014年11月規制緩和(サウジアラビア) ※2014年12月規制緩和(バーレーン、オマーン) ○ハラール認証の取得	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (通関時の全ロットモニタリング検査の要求の解除(トルコ)) ○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除(アラブ諸国)) ※2014年11月規制緩和(サウジアラビア) ※2014年12月規制緩和(バーレーン、オマーン)	○日本産牛肉の輸入禁止 ○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (通関時の全ロットモニタリング検査の要求の解除(トルコ)) ○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除(アラブ諸国)) ※2014年11月規制緩和(サウジアラビア) ※2014年12月規制緩和(バーレーン、オマーン) ○ハラール認証の取得				
EU	○既存添加物(クチナシ、ベニバナ、ベニコウジ)の使用許可 ○畜肉エキス(豚・鶏)の使用許可 ○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除) ○栄養成分表示への対応	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除(8県)) ○かつお節輸出に向けた対応 ○EU-HACCPの取得	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除(8県))	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除(福島県)) ○GLOBAL G.A.P.認証の取得	○日本産牛肉の輸入禁止 ※2014年12月解禁 ○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除(6都県))			○残留農薬基準への対応 ○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除(福島県)) ○GLOBAL G.A.P.認証の取得	
ロシア	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除(6都県)) ○模倣・知的財産の侵害対策	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (輸入停止品目の解除(8県))	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除(6都県))	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除(6都県))	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除(6都県))				
米国	○既存添加物(クチナシ、ベニバナ、ベニコウジ)の使用許可 ○畜肉エキス(豚・鶏)の使用許可 ○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (輸入制限の解除(3県)) ○米国食品安全強化法(FSMA)への対応	○米国食品安全強化法(FSMA)への対応 ○米国HACCPの取得	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (輸入制限の解除(3県)) ※2014年12月規制緩和(対象から除外) ○米国食品安全強化法(FSMA)への対応 ○包装米飯の製造工程に関する承認	○検査条件の緩和(うんしゅうみかん) ※2014年11月緩和 ○検査条件の設定(かき) ○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (輸入制限の解除(3県)) ○米国食品安全強化法(FSMA)への対応					○残留農薬基準への対応 ○米国食品安全強化法(FSMA)への対応
メキシコ									
ブラジル	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除(福島県)) ○模倣・知的財産の侵害対策	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除(福島県))	○原発事故に伴う放射性物質に係る輸入規制への対応 (放射性物質検査証明書の要求の解除(福島県))						

第1グループ(特に優先) 赤字
第2グループ(優先) 緑字
第3グループ 青字
国と事業者との協同で対応する課題 黒字
委員会取りまとめ(2014年11月)後に
解決・進捗した課題



【連絡先】

農林水産省食料産業局輸出促進グループ

代表：03-3502-8111（内線 4310）

直通：03-3501-4079

農林水産物・食品輸出関連情報（農林水産省ホームページ）

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/index.html>